道郎

△自然科学は論理と実証▽

WEP RELEVENCE MARKET STATE WITH PROCESS STATE STATE

実証や検証できない説はあくまでも仮説に過ぎずー各仮説間に優劣はない

- 異国の見聞記録としてはよい出来である。外国人として注目すべき点によく気づきがなされており い記録となっている 。倭人からの伝聞をまとめたものではない 。帯方郡勤務の複数の役人からなる複数の記録を陳寿が比較し分野別に編集したものと
- = 文章には明らかな誤字があるし、固有名詞も古代中国人の倭人からの聞き取りによるものなので 語との音韻の差異は大きいと考えたほうがよい 現代日本
- 中国人が日本人の発音を漢字に書き取ったものなので 論すべき問題ではない 渡来人が存在する万葉期の日本人の発音を日本人が漢字に書き取る作業とは異なるので の範囲内に留まる。また、万葉時代の仮名づかいとしての甲類乙類の差異についての議論もあるが 証拠とはなりえない。即ち ないようなことが当然生じる 、邪馬臺國と邪馬壹國との差異は本質的な問題とはなり得ず、種々の議論は仮説 。音韻の議論は可能性の議論であり 、日本人がライスと書いてしらみと米との区別ができ 推論 、即ちあくまでも仮説段階に留まり 、倭人伝において議 、多くの
- Ξ 銅鏡についても、魏の資料として、卑弥呼に与えた鏡の型式が記録されていない限り 仮説の範囲に留まり実証には至らない 、すべての議論は可能
- 四 現代でも初来日の外国人が日本にきて感じる点で異国人の日本見聞記として普遍性がある 一見 大人しく道徳的である 酒が好きだ 敬うのに素手を打つ 膝まづいて拜む 婦人は淫らならず等
- 五 鯨面 葉樹林である橡の実と暖温帯照葉樹林の椎の実の混合物があるように、植相としても橡の存在があり ては奈良盆地が極限と思われる されているべきである 、文身 、断髪、腰巻き、貫頭衣など種々の南方系の文化・風習や南方系の植相から邪馬台国の領域とし 。極限地域での見聞記としては 例えば 、京都の発掘において冷温帯夏緑広
- 六 距離表示として 記録を採用しているものと思われる。方向は不正確であるが の二者は記録者も時期も異なるものである 、帯方郡から不弥国までは里数表示 。また、前者においても渡ると度るの表記の差異など 、その後 · 投馬国 、距離としては 、邪馬台国までは日数表示なので 、短里計算であれば 複数者の 、概ねあて
- 七 文字のない時代 奴国、投馬国、邪馬台国は第三種の国であり、その規模は戸数に従う。即ち、邪馬台国が最大、第二は投馬 が人口にほぼ相当すると考えると妥当である。戸数からは三種類のグループ標本に分かれる。地域集落程度 した時の概数であれば当然誤差は大きい。人口記録ができた奈良時代の水田と人口統計と比較すれば と同程度の規模を必要とする。これらの国すべてを九州地域に内包させるのは物理的に無理である の第一グループ 、第三が奴国、この規模感から各国を比定すべきである。また、狗奴国が係争を続けるためには邪馬台国 、平野部全体にわたる国規模の第二グループ、複数の国の連合地域からなる第三グループ 、正確な戸数を計り記録することは不可能 。記録者は標本法によったものと思われる
- 八 方式の論理になっておらず始めに結論ありきという文体で編集位置として不適切 セプトインのスタイルになっている。このため √其の道里を計るに. の一文の挿入位置は唐突であり不自然 、投馬国、邪馬台国の方向が東から南に変えさせられたとい 、邪馬台国の位置としての積み上げ 。戦略的目標地 即ちコン

果として難升米は望外の賜物を得た。共に九州地区にあり距離を長い方向に改変するという手段もあり得る るので 用であるので 国の位置 たものである。その理由は、遠交近攻の策として う論理には妥当性が高い。この変更は一貫性が認められトップダウンとしての帯方郡の初代太守劉夏が行っ 、奴国 、魏の天子に対して帯方郡太守の位置づけの重要性をアピールできるから。魏帝は大変喜び 、すなわち、倭国の位置を定めたのは、三国志が始めであり 、投馬国 、後世にわたって日本の位置は誤解されてきた 、邪馬台国、狗奴国と四つの地域連合国を九州内に納めるのは考古学的には無理 、邪馬台国の位置を呉の東に置けば、報告の有用性を高ま 、その他の史書は全て三国志からの引 、その結

- 九 記録には古墳に関する記述が認められておらず、邪馬台国までの道里には古墳は存在しなかったものといえ 構造とサイズ。ちょうど の古墳が作られていた。箸墓古墳は最近になり西暦二五〇年頃に築造されたとされるが 。もし在れば、特徴的な建造物なので必ず報告されていたはず。また、卑弥呼の墓は冢と呼称されるべき 、墳丘墓、即ち卑弥呼の墓とは云えない。 、楯築墳丘墓程度に相当する。ちなみに、奈良盆地には西暦二二〇年頃 、明らかに古墳規模
- + 女王国より西地区の輸出入検察と内務の取り締まり役人を一大率として伊都国に置く。各国に交易のための 市の取り締まりとして大倭を置く 名、や畿内の地名と共通の漢字、漢字の意味が分かる倭人が作字したとしか思えない 。共に中国には無い官名。大率は後の大宰府か? 、大倭は後の古事記の人
- 十一瀬戸内海特有の多島美や瀬戸・灘の差異、あるいは松林など外国人の目を引くような事物の記述がないこと 木晩田へ水行十日 、邪馬台国への船旅は日本海側を廻ったものである。出雲地方の投馬国へ水行二十日、さらに米子の妻 、中国山地を南下一月陸行して邪馬台国へ
- 十二△私見▽投馬国は出雲地方の連合国家群、邪馬台国は播磨、吉備 狗奴国は奈良盆地 播磨のあたりに女王国があり して共立し 銅鐸を巨大化する文化ではなかろうか 特に 奈良盆地では古墳築造が他に先駆けて行われた 、大阪平野、若狭など琵琶湖周辺 その周辺に邪馬台国以東の小国が散在する 、越地方、濃尾平野あたりの連合国家群で、男子を王と 讃岐 徳島に丹を産出する鉱山がある。 徳島あたりの連合国家群
- 十三邪馬台国の時代の文化は らの文化が主流になっている。言葉も子音が甲種乙種の区別がなされるなど北方系言語の特徴が加わり らかに渡来人の影響が強くなっている 中国の白粉塗布の文化が主流となっている。断髪も廃れ、夫余や高句麗などモンゴル・ツングース系のみず 的文化で 大和朝廷の時代とは明確なギャップがある
 、鯨面、文身、断髪、腰巻き、貫頭衣と広義の倭人の習俗で巫女の共立という母系 即ち大和時代では 鯨面は刑罰か侮蔑の対象となり 讷

参考資料

改訂版邪馬台国事典 中国正史倭人倭国伝全釈 武光誠・山岸良二 一九九八年十月 鳥越憲三郎 二〇〇四年六月 中央公論新社 同成社 序説倭人についての章は素晴らしい

謎につつまれた邪馬台国 三国志がみた倭人たち 設楽博己編集 直木孝次郎編集 二〇〇一年四月 二〇〇三年四月 山川出版社 作品社 これも考古学が主体 魏志倭人伝の考古学

ここに古代王朝ありきー邪馬一国の考古学ー古田武彦 岩波新書邪馬台国論争 佐伯有清 二〇〇六年一月 岩波書店 二〇一〇年九月 長く不毛な論争の要約版 ミネルヴァ書房 考古学全体を俯瞰

三国志 魏志三十巻烏丸鮮卑東夷伝 倭人の条 編者 晋の陳寿

第一部 倭の地理的記述

LA) 岸水行、 倭人在帯方東南大海之中、 **歴韓国、乍南乍東、** 到其北岸狗邪韓国、七千余里、依山島為国邑。旧百余国、漢時有朝見者、 七千余里、 今使訳所通三十国。従郡至倭、

倭人は帯方の東南大海の中に在り 邪韓国に到る七千余里 ずる所三十国 。郡従り倭に至るには 、山島に依りて国邑を為す 、海岸に循って水行し 、韓国を歴て 。旧百余国 。漢の時 作いは 、南し作いは東し 、朝見する者有り 、其の北岸狗 、使訳通

「現れが野国√弁辰狗邪国、金官国、駕洛国、南加羅、新羅に被併合後日本各地に移住、現在の金海地域〉 「現れが所管」これに応じて卑弥呼が使者を送る♪③使訳通ずる所 (通訳可能な範囲) ③郡従り (帯方郡から) ④ 陳寿《蜀の観閣令史》蜀滅亡後西晋著作郎となる》 倭《洛陽古音でWA 、現在のソウルのやや北 、西暦二〇四年公孫氏が高句麗を討ち設けた 。後西暦二三七年 より古くは越と同じ 、魏が公孫氏を討ち WO)②帯方郡

対馬海峡を渡る

始度一海、千余里至対馬国。 其大官曰卑狗、 副

(B) 活 竹木叢林、 日卑奴母離。 乗船南北市糴。又南渡一海千余里、名曰瀚海、大奴母離。所居絶島、方可四百余里、土地山険、 有三千許家、 差有田地、 耕田猶不足食、 多深林、 亦南北市糴。 至一大国、官亦曰卑狗、多深林、道路如禽鹿径。 副日卑奴母離。方可三百里、 有千余戸、 無良田、 食海物自

方四百余里ばかり。土地は険しく深林多く、道路は禽鹿の径の如し。千余戸有り 始めて一海を度ること千余里 し、船に乗りて南北に市羅。又、南に一海を渡ること千余里 食足らず と曰い 副を卑奴母離と曰う 、亦南北に市糴 す 。方三百里ばかり 対馬国に至る 。其の大官を卑狗と曰い が林叢林多く 、名づけて瀚海と曰う。一大国に至る。官は亦卑狗 三千ばかりの家有り差田地有り 副を卑奴母離と曰う 。良田無く 居る所絶島にして 、海物を食いて自活 田を耕せど猶

により米を買う▼ ナモリ夷守 四三五m ①対馬 ﴿洛陽古音で TWEiMA←朝鮮古語で TUSEM二島 、ヒコ日子 雑は短九十人中、▽②縁海へかんかい 、九州の要地 、男子の尊称 、対馬・一大・奴・不弥に置かれた副官、対外敵・治安の官》 ⑤差(やや) ⑦ 羅(交易 、古代首長の称号 、彦ー別△大和朝廷以降▽一臣△かばね制度以降》▽⑤卑奴母離(ヒ 、玄海のこと
▶③一大国
◆大は支の誤記とされ 西海岸三根湾に遺跡多し) ②里 (短里七十五m) 長里 、壱岐)

北九州から邪馬台国まで

伊支馬、次曰弥馬升、行二十日、官曰弥弥、 觚、副曰鼎 、副曰鼎 旁国遠絶、 行二十月、 副日卑奴母離、 副曰泄謨觚·柄渠觚。有千余戸、海居、草木茂盛、行不見前人。好 不可得詳。 升、欠日。 第一次,副日弥弥那利、可五万余戸。有至至一世 一次,副日弥弥那利、可五万余戸。有至日多模、副 一次,副日弥弥那利、可五万余戸。有至日多模、副 一次,司工万余戸。東行至不弥国百里、官日多模、副 一次,司工万余戸。東行至不弥国百里、官日多模、副 次日弥馬獲支、 好捕魚鰒、 次曰奴佳鞮、可五万余戸。 水無深浅、皆沈没取之。東南陸行五百里、 南至邪馬壱国、 可七万余戸。 郡使往来常所駐。 又渡一海、千余里至末盧国、 自女王国以北、 副日卑奴母離、 女王之所都、 其戸数道里可得略載、 水行十日、 東南至奴国百里、官曰兕馬 有千余家。 到伊都国、 陸行一月。 南至投馬国、 有四千余戸、 官日爾 其余 官有 水

(C

又一海を渡ること千余里、末盧国に至る。四千余戸有り。山海に沿いて居る。草木茂盛して行くに前人を見ず 不彌国に至ること百里 る所なり。東南のかた奴国に至ること百里。官を兇馬觚と曰い 官を爾支と曰い、副を泄謨觚・柄渠觚と曰う。千余戸有り。世王有るも皆女王国に統属す。郡が往来して常に駐 好んで魚鰒を捕らうるに 都する所なり。水行十日、陸行一月。官に伊支馬有り。次を彌馬升と曰い 得て詳らかにすべからず 十日。官を彌彌と日い 。七万余戸ばかり有り。女王国より以北は其の戸数・道里は得て略載すべきも、其の余の旁国は遠絶にして 。官を多模と曰い、副を卑奴母離と曰う。千余の家有り。南のかた投馬国に至る。水行二 、副を彌彌那利と曰う。五万余戸ばかり有り。南、邪馬壱國△邪馬台國▽に至る。女王の 、氷、深浅と無く、皆沈没して之を取る。東南のかた陸行五百里にして、伊都国に到る。 、副を卑奴母離と曰う。二万余戸有り。東行して 、次を彌馬獲支と曰い、次を奴佳鞮と

① ·未盧国 《松浦郡唐津 兕馬觚(しまこ)。 の不彌国(ふみ糟屋郡宇美町)筑前穂波飯塚市 暦一〇七年倭国王師升後漢に入貢する人 本として伝わってきた邪馬臺國の表記を疑ってはいない)。⑬伊支馬・彌馬升・彌馬獲支・奴佳鞮(いきま・み に三国志の後で五世紀に編纂されたが、それには△邪馬臺國▽とあり 朝廷を指す▽現行三国志テキストは△邪馬壹國▽標記だが、これが遡れるのは十二世紀まで 雲など未定 投馬国は女王国より北又は西にある ⑪彌彌.彌彌那利 (みみ.みみなり族長副長の尊称耳垂か? 馬国かとうま まし・みまかし・ぬかて) ▽ ⑩邪馬壹國 (壱国いこく・いちこく) 邪馬臺國 (台国たいこく台は中央の官省、または高官、台閣・台省で ⑥奴国《那珂郡 、肥後詫麻玉名、八女市、日向都万 那の津 、宇木汲田遺跡》②茂盛(ぼうせい)③伊都国(前原市糸島半島 |博多湾沿岸の交通の要地 | 西暦五七年後漢に入貢し光武帝より金印を賜う | ⑦ ④爾支 (にき主?、王族的族長) ⑤泄謨觚・柄渠觚 (、薩摩、周防佐婆、備後鞆 → ⑨多模(たま族長の尊称 ともか?) ⑩投 、また 隋書にも△邪馬臺國▽とあり写 、岡山玉野 周船寺または今宿 讃岐詫間 但馬 後漢書は変則的 しまこ.ひこ

邪馬台国より先

(D)

次有不呼国、次有姐奴国、 次有鬼奴国、 其南有狗奴国、 次有邪馬国、 男子為王、 次有斯馬国、 次有対蘇国、 次有躬臣国、次有巴利国、次有支惟国、次有烏奴国、次有奴国、 其官有狗古智卑狗、 次有已百支国、次有伊邪国、次有都支国、 次有蘇奴国、 不属女王。自郡至女王国万二千余里。 次有呼邑国、 次有華奴蘇奴国、 次有弥奴国 次有鬼国 次有好古都国、 此女王境界

れ女王の境界の尽くる所なり 鬼奴国有り。次に邪馬国有り 次に斯馬国有り 。姐奴国有り 。次に己百支国有り 対蘇国有り 。次に躬臣国有り 蘇奴国有り 。次に伊邪国有り。次に郡支国有り 次に呼邑国有り 。巴利国有り 。次に支惟国有り 。華奴蘇奴国有り。鬼国有り 。彌奴国有り。次に好古都国有り 。次に烏奴国有り 。次に為吾国有り 。奴国有り 。不呼

其の南に狗奴国有り。男子を王と為す 。其の官に狗古智卑狗有り。女王に属せず。郡自り女王国に至ること万二

斯馬国公 良はら人 ⑩支惟国 (きゐ肥前基肄郡) 21烏奴国 (うぬ筑前大野) 22奴国 (ぬ肥後大野村) 前行までは九州説 ぬ肥後菊池郡城野きの)の邪馬国(やめ筑後八女)の躬臣国(くし豊後玖珠郡くす)の巴利国(はり肥後波 姐奴国人 前洞くき ③華奴蘇奴国 ⟨かぬそぬ肥前神崎⟩ ⑭鬼国 ⟨き肥前小城おき郡⟩ ⑮為吾国 ⟨ゐご筑後生葉郡⟩ ⑯鬼奴 ⟨き しま筑前志摩郡〉②己百支国(いはき肥前磐田杵)③伊邪国(いさ豊前宇佐)④郡支国(くき筑 しゃぬ日向狭野》 ⑩対蘇国(とそ鳥栖) ⑪蘇奴国 (そぬ肥前彼杵そのき) ⑫呼邑国 (こゆ日向児邑) ▶⑤彌奴国(みぬ肥前三根郡)⑦好古都国(ここつ肥後菊池郡)®不呼国(ふこ島原伊福村)⑨

次行以降は奈良大和説

2 斯馬国(しま周防木島郡)②己百支国(いはき周防石城)③伊邪国(いや伊予国)④郡支国(はくし波区 作田くぬた。の邪馬国(やま播磨野磨)の躬臣国(くし播磨櫛淵くしぶち)の巴利国(播磨)の支惟国(き 奴国(かぬそぬ伊予神野伊曾乃神)四鬼国(き安芸) ⑮為吾国(ゐご播磨 姐奴国(そぬ周防都濃郡)⑩対蘇国(とそ土佐)⑪蘇奴国(そぬ讃岐)⑫呼邑国(こゆ伊予桑村) 芸国〉⑤類奴国(みの備前御野)⑦好古都国(ここと備前和気香止かかと)⑧不呼国(ふく備前邑久)⑨ 21鳥奴国(うぬ備後安那郡) 22奴国(ぬ肥後大野村) 英賀あが上⑯鬼奴国へきぬ讃岐

国△即ち邪馬台国より南、または東▽は戸数・道里等遠絶で詳らかでない 23 狗奴国 (くな肥後球磨郡 日向 大隈 、薩摩 、熊野、尾張 24 狗古智卑狗 (きくちひこ) 25 斯馬国以下の傍

第二部一倭の社会、風習、自然、産物

之害。今倭水人好沈没捕魚蛤、文身水男子無大小皆黥面文身。自古以来、 卑有差。計其道里、当在会稽、 婦人被髪屈紒、 作衣如単被、 東治之東。其風俗不淫、男子皆露紒、以木緜招頭。文身亦以厭大魚水禽、後稍以為飾。諸国文身各異、文 其使詣中国、皆自称大夫。 穿其中央、 貫頭衣之。 夏后少康之子封於会稽、断髮文身以避蛟竜 其衣横幅、 或左或右、 或大或小、尊

う。文身は亦以って大魚・水禽を厭う。後やや以って飾りと為す。諸国の文身各々異なり 婦人は一被髪屈針し、衣を作ること単被の如く、其の中央を穿ち、頭を貫きて之を衣る。 は淫らならず。男子は皆露紒し は右にし、或いは大に或いは小に、尊卑差有り。其の道里を計るに、当に会稽の東冶の東に有るべし。其の風俗 男子は大小と無く 、会稽に封ぜられるるや 、皆黥面文身す。古自りこのかた、其の使いの中国に詣でるや 、断髪文身して以って蛟龍の害を避く。今、倭の水人、好んで沈没して **沐縣を以って頭に招け** 其の衣は横幅、ただ結束し相連ね 、皆自ら大夫と称す 、或いは左にし ほぼ縫うこと無し 、魚蛤を補 。夏后小康 、対い

代禹にちなんでその会葬の地、会稽に封じて文身・断髪させた、これが文身の起源とされるlacksim ④当に会稽の東冶 では雲南省佤族、タイミャンマー 注意)⑥露紒(ろけい冠を被らず髪を露出している様)⑦木縣(もくめん木綿のこと、後の蔓帯の習俗の前駆) 那覇あたりになる©断髪 €だんぱつもワ族を中心とした南方少数民族の風習、みずらが観察されていないことに の東に有るべし、唐突に挿入された文章で て使用♪③夏后小康⟨かこうしょうこう、小康は夏王朝の第五代相の子、滅亡から夏王朝を復興し、その子を初 竜族に残る)。②大夫 (たいふ秦漢以降は官位でなくなったが、五級の爵を大夫と呼称 系のみずらでないことに注意。弥生以降、大陸渡来系の人々にはない習俗 記紀記述▽ 越の地は竜の文身を施すとある。また蝦夷も黥面文身をしており、大伴氏や隼人も初期は黥面文身をしていた△ ①皆黥面文身んげいめんぶんしん顔と体への入れ墨 。断髪も含め河姆渡遺跡を起源とする揚子江下流を中心とした倭族では一般的。モンゴルツングース ⑨被髪〜髪を自然に伸ばす の倭族の一派であるラワ族 ●・⑩屈紒(くつけい髪をまげ結ぶこと) ⑪頭を貫きて (4 貫頭衣 4 現在 結論が先にありきの断定の仕方 大魚 、水鳥や蛇を脅すための南方系海人の風習▽史記に呉 、カレン族が着用 、近年琉球・台湾で消滅し雲南省の独 東冶は現在の福州 .かっては海南島の黍族リ 。習慣的に小国の使者とし その東は尖閣・

地無牛馬虎豹羊鵲。 喪人、名之為持衰。 冬夏食生菜、 以如練練茶。 皆徒跣。有 若行者吉善、 石行者吉善、共顧其生口財物、若有疾病、遭暴害、便欲殺之、謂其持衰不謹。 其行来渡海詣中国、恒使一人、不梳頭、不去蟣蝨、衣服垢汚、不食肉、不足 封土作冢。始死停喪十余日、当時不食肉、喪主哭泣、 有屋室、 木弓。木弓短下長上、竹箭或鉄鏃或骨鏃木弓。木弓短下長上、竹箭或鉄鏃或骨鏃種禾稲、紵麻 父母兄弟臥息異処、以朱丹塗其身体、 不去蟣蝨、 他人就歌舞飲酒。 如中国用粉也。 食飲用籩豆、手 不近婦人、 已葬、 線 線 線 地 地 温 其 挙家詣

木弓を用う。木弓は下を短く上を長くし 土を封じて塚を作る。始めて死するや、停喪すること十余日なり。時に当りて肉を食わず。喪主哭泣し、他人就 倭の地は温暖にして つけず、喪人の如くせしむ。之を名づけて持衰と為す。若し いて歌舞し飲酒す。已に葬るや、家を挙げて水中にいたりて澡浴し の身体に塗る 若し疾病有り 、中国にいたるには 紵麻を種え 、中国の粉を用いる如し。食飲には辺豆を用い、手をもて食う。其の死するや棺有れども槨無く 、暴害に遭わば便ち之を殺さんと欲す。其の持衰謹まずと謂えばなり。 、蚕桑緝績し 、冬・夏生菜を食す 恒に一人をして頭を梳らず 、細紵、縑緜を出だす。其の地には牛・馬・虎・豹・羊・鵲無し。兵には矛・ 竹箭は或いは鉄鏃、或いは骨鏃なり。有無する所 。皆徒跣なり 。屋室有り。父母兄弟の臥息処を異にす。朱丹を以って其 蟣蝨を去らせず、衣服垢汚し、肉を食わせず、婦人を近 、行く者吉善なれば、共にその生口・財物を顧 、以って練沐の如くす 。其の行来して海を渡 、儋耳・朱崖と同じ

華南以南に存在する。②紵麻(ちょま麻織物、正確には紵麻からむしイラクサ科の繊維 ①禾稲(かとう稲のこと、日本の種ジャポニカは丸型で華中、朝鮮沿岸経由。これに対してインディアは狭長で て手で持つところのゆづかがやや下にある。香川の銅鐸絵画、現代弓道でも同じ)⑧儋耳・朱崖(たんじ・しゅ 異なる は残存していた。 ⑬塚 (ちょう塚のこと穴を掘り入棺し封土を盛り上げただけのもの がい共に海南島に置かれた郡 igatering ⑨徒跣 $^{igg(}$ とせん、はだしのこと $^{igg)}$ ⑩朱丹 $^{igg(}$ しゅたん、硫化水銀又は弁柄 $^{igg)}$ ⑪辺豆 へんとう、祭器用の器、ここでは高杯を指す⑫▽棺 蟣蝨 きしつ _ しゅうせき織り紡ぐ ♪ ④細紵 (さいちょ質のよい麻) ⑤ 練縣 (けんめん絹と真綿) 、別称カササギ慶尚道方言カンチェギ由来、佐賀平野に分布生息。の木弓は下を短く(日本の弓の特徴とし ┣ ⑭停喪 (ていそう)┣ ⑮澡浴 (そうよく水あみと洗髪、清め)┣ ⑯練沐 (れんもく行としての水浴 しらみのこと の願い むくい 、槨(楯築墳丘墓では木棺は朽ちているがそれを納めた槨 、周囲を築土造成した墳と 。大麻とは異なる ⑥鶴(じゃく朝鮮カラ

産物と風俗や民族性、租税・刑罰、規律・規範

G 襄 青 荷瓜玉瓜 百年、 令亀法、 使大倭監之。 軽者没其妻子、 其山有丹(112 或八九十年。其俗、 不知以為滋味。 視火坼占兆。 重者滅其門戸。及宗族尊卑、 其木有相(13) 有獅猴 其会同坐起、 国大人皆四五婦、 黒雉。 父子男女無別、 其俗挙事行来、 下戸或二三婦。婦人不淫、 各有差序、足相臣服。 投 118 人性嗜酒。 有所云為、 · 烏号· 楓香 見大人所敬、 朝<u></u> 如骨而卜、 。 収租賦。 」 「高凶、先告」 八不淫、不妒忌。 不盗寶、八不淫、不妒忌。 不盗寶、 其竹篠|ma ・ 簳 |u 桃支加 国有市 少諍訟。 先告所卜、 交易有無 其犯法、 其辞如

れば 子を没し、重き者は其の門戸及び宗族を没す。尊卑各々差序有り、相臣服するに足る。租賦を収む、邸閣有り 事行来に 竹には篠・・簳・桃支。薑・橘・椒・ 、下戸も或いは二、三婦。婦人淫せず、妬忌せず。盗窃せず、諍訟少なし。其の法を犯すや 、国市有り ・青玉を出す 、但手を摶ち以て跪拜に当つ。其の人寿考、或いは百年、或いは八、九十年。其の俗 、火坼を観て兆を占う。其の会同・座起には 、云為する所あれば 。有無を交易し 。其の山には丹有り 、輒ち骨を灼きてトし、以って吉凶を占い 、大倭をして之を監せしむ 。其の木には・柟 襲荷 有るも 、父子男女の別無し。人性酒を嗜む。大人の敬する所を見 、以って滋味となすを知らず。獅猴・黒雉有り ·杼·豫樟 揉·櫪·数 、先ず卜する所を告ぐ。その辞は令亀の 橿 . 烏号. 楓香有り 、国の大人は皆四 、軽き者は其の妻 。其の俗挙 。其の 五

取り締まると 青玉(青めのう)②糖(だん楠 暖温帯照葉樹林に属し最も巨木になる刳り舟の材料)③杼(ちょどんぐりの 樹高 する 蠼(とうきょう樫の種類、イチガシ、アカガシ、シラカシ、ウラジロカガシ、アラカシ等、いずれも二十m近い 楠に似ているが楠よりも暖かい沿岸部に多い。樹高三十mに達す。 ⑤ 揉(ぼう大木としては椋ノ木か?橡とい を蓄える倉庫 29大倭 一般には邪馬台国のことだが る人♪ 24下戸(一般庶民) 25門戸 (家) 26宗族(一族) 27臣服(臣下となって従い仕える) 28邸閣 (糧食 て卜する占いは大宝律令の頃には行われていた)。▷ 23火坼((かたく灼いて生じる裂け目) 23大人(地位のあ 業を開始する》21云為《云う事為す事》22骨を灼きて《古事記にある太占ふとまにの事 う山椒の 篠 (篠竹) ⑪ 簳(かん不明) ⑬桃支 (とうし?不明) ⑭薑 (きょう生姜)⑮ ▽橘 (きつたちばな) ⑯椒 (しょ 香いふうこう楓 う説もあるが分布が異なる $iggreat \otimes igle igla igle igle igle igle igle igle igla igle igla igle igle igle igle igla igle igla igle igle igla igla igle igla ig$ 木、ここでは椎、樹高二十五mに達する暖温帯照葉樹林に属す。平野部に多い。 ④豫樟 (よしょうタブノ木 現在も群馬富岡上野賃前神社△一の宮▽では毎年十二月と正月に鹿占神事が行われている 常緑広葉樹で高緯度まで生育」
⑥烏号(うごう山桑のこと大木にもなり、木弓の材料ともされた)
⑨楓 荷(じょうか茗荷) ⑱獺猴(猿の一種) ⑲黒雉(ふつうの雉 白雉に対する) ⑳挙事(仕事や事 、常緑広葉樹で一般には楠、椎、タブノ木とは混在しないが、イロハロモミジは混在する♪⑩ 、古事記には人名としてかなり散見される》 30監する 鹿の骨を灼いてト 亀甲を灼い

邪馬台国の治安や対人的規範

(H) 逡巡入草。伝辞説事、 帯方郡・諸韓国、及郡使倭国、 自女王国以北、特置一大率、検察諸国、諸国畏憚之。常治伊都国、 或蹲或跪、 皆臨津搜露、伝送文書賜遺之物詣女王、不得差錯。 両手拠地、 為之恭敬。 対応声曰噫、 比如然諾。 於国中有如刺史。王遣使詣 下戸与大人相逢道

女王国自り以北には に入り て刺史の如き有り 、比するに然諾の如 、文書・賜遺 、辞を伝え事を説くには、或いは蹲み或いは跪き、両手は地に拠り の物を伝送して女王に詣らしめ 。王、使を遣わして京都・帯方郡・諸韓国に詣り 、特に一大率を置き、諸国を検察せしむ 、差錯するを得ず。下戸 。諸国之を畏憚す 、及び郡の倭国に使するや 、大人と道路に相逢えば、逡巡して草 、之が恭敬を為す。対応の声を噫と曰 。常に伊都国に治す 、皆津に臨みて捜 。国中に於い

①大率 さまづき。20対応(向き合う)。1回憶(ああ、あい ▽ ⑤賜遺の物(しいの物、贈り物) ⑥差錯 (いりみだれる)⑩▽逡巡(後ずさりする) ⑪蹲み (跪き) かがみ・ひ し前漢での諸国督察の官と⑤京都(けいと洛陽のこと)⑥郡(帯方郡のこと) 《地方派遣の長官職中国的呼称》②検察《犯罪と調査し証拠を収集》③畏憚⟨いたん畏れはばかる》④刺 、物事に感じて出す声と四然諾(ぜんだく承諾) ⑦捜露 (探し明らかにする)

邪馬台国の政治制度と再び地理

出入。居処宮室楼観、 其国本亦以男子為王、 年已長大、無夫壻、 城柵厳設、 住七八十年、 有男弟佐治国。 常有人持兵守衛。 倭国乱 自為王以来、 相攻伐歴年、 少有見者。 乃共立一女子為王、 以婢千人自侍、 名日卑弥呼、 唯有男子一人給飲食、 伝辞

歯国復在其東南、 女王国東渡海千余里、 船行一年可至。 復有国、 参問倭地、絶在海中洲島之上、ほのたに皆倭種。又有侏儒国在其南、人長三四尺、皆倭種。又有侏儒国在其南、人長三四尺、 去女王四千余里。 周旋可五千余里。 又有裸国 黒

を立てて王と為す。名付けて卑弥呼という。鬼道に事え、能く衆を惑わす。年已に長大なるも 其の国、本亦男子を以って王と為し 海中洲島の上に絶在し、或いは絶え或いは連なり、周施五千余里ばかりなり 王を去る四千余里 女王の国の東 、飲食を給し 、佐けて國を治む 、海を渡る千余里、復た国有り 、辞を伝え居処に出入りす。宮室・楼観・城栅、厳かに設け、常に人有、兵を持して守衛す と裸国・黒歯国有り 。王と為りし自り以来 、住まること七、八十年。倭国乱れ、相攻伐すること歴年 復た其の東南に有り 、見る有る者少なく 、皆倭種なり。又朱儒国有り 船行一年にして至るべし ,婢千人を以て自ら侍せしむ 、其の南に有り 一、倭の地を参問するに 。人の長三、四尺 、夫婿なく 、乃ち共に 、男子一 、男弟 人有

卑弥呼《ひめみこ日女巫子 ⑥裸国・黒歯国(南方では裸に近い格好)檳榔子を嚙み歯が黒く染まる習慣もあった)参問(あずかり調べる 住する宮殿もしくは神殿♪⑤朱儒国⟨こびとの国一般に南方程背が低い 祭政二重主権者 沖縄などでは古く男子が姉妹のオナリ神によって守られる風習がある) ④楼観 (卑弥呼の居 ⑥洲島 (海の弧絶した陸) ⑦周施(巡り廻る) ひめこ姫子) ②鬼道 (鬼神と交わりシャーマンとして神託をもたらす 四千里は魏の尺度で約百七十キロ人 . ③男弟 🖟

第三部 魏と邪馬壹國△邪馬壹國▽との外交関係

報倭女王曰「制詔景初二年六月、 升米為率善中郎将 仮金印紫綬、 女生口六人、 制韶親魏倭王卑弥呼、 班布二匹二丈、 裝封付帯方太守仮授汝。 倭女王遣大夫難升米等詣郡、 牛利為率善校尉 以到。 带方太守劉夏遣使送汝大夫難升米、次使都市牛利奉汝所献男生口四人、米等詣郡、求詣天子朝献、太守劉夏遣吏将送詣京都。其年十二月、詔皇縣 汝所在踰遠、 其綏撫種人、 仮銀印青綬 乃遣使貢献、 勉為孝順。 引見労賜遣還。 汝来使難升米、 是汝之忠孝、 我甚哀汝。 牛利涉遠、 今以汝為親魏倭王、 道路勤労、

制詔す だ汝を哀れむ。今汝を以って『親魏倭王』と為し金印紫綬を仮し、装封して帯方の太守に付し仮綬せしむ。汝 六人.班布二匹二丈を奉り以て到る。汝が在る所遥かに遠きも 其れ種人を綏撫し 景初二年六月 。帯方の太守劉夏、使を遣わし汝の大夫難升米・次使都市牛利を送り 、将って送りて京都に詣らしむ 、倭の女王、太夫難升米等を遣わし郡に詣り 、勉めて孝順を為せ 。其の年十二月 、詔書して倭の女王に報じて曰く 、天子に詣りて朝献せんことを求む 、乃ち使を遣わし貢献す 、汝献ずる所の男生口四人・女生口 。是、汝の忠孝 、"親魏倭王卑弥呼"に 。太守劉夏 、我れ甚 使を

汝が来使の難升米・牛利は遠きを渉り

、道路に勤労す

。 今

、難升米を以って率善中郎将と為し

、牛利は率善校尉

、銀印・青綬を仮し

、引見労賜し遣わす

つくしむ > ⑨仮す < 仮に与える > ⑩装封 < つとめて閉じる > ⑪仮綬 < 仮に授ける > ⑩種人 < 同Ⅰ種族の人 > ⑬綏 つスグリならつ村主〉⑥生口(せいこう捕虜から奴隷とされた人)⑨班布(縞あるいは絣の織物)⑩哀れむ(い 京都(いと洛陽のこと) ⑥詔書(天子のおぼしめしを記した書)⑥制詔(天子の命令)⑦都市牛利(つしぐり撫⟨すいぶ安んじて労わる⟩⑭孝順⟨父母に気に入るように仕える⟩⑮率善中郎将⟨宮城護衛の長で異民族に与 ①景初二年 $\left($ 西暦二三九年 $\right)$ ②難升米 $\left($ なしめ・なしまい $\right)$ ③郡 $\left($ ここでは帯方郡 $\right)$ ④将って $\left($ ともなって

えられた武官名〉 ⑯率善校尉 ﴿大隊の長で異民族に与えられる武官名》 ⑰労賜 〈ろうし労って物を賜う〉

最初の労賜物

今以絳地交竜錦五匹、絳地縐粟罽十張、

五尺刀二口・ **蒨絳五十匹、** 家哀汝、 故鄭重賜汝好物也。」 銅鏡百枚・真珠・鉛丹各五十斤、皆装封付難升米、牛利還到錄受。悉可以示汝国中人、使知国紺青五十匹、答汝所献貢直。又特賜汝紺地句文錦三匹・細班華罽五張・白絹五十匹・金八両・ 使知国

今 賜い に汝に紺地句文錦三匹・細班華罽五張・白絹五十匹・金八両・五尺刀二口・銅鏡百枚・真珠・ を知らしむべし。故に鄭重に汝に好物を賜うなり」と |絳地||交竜錦五匹 . 絳地縐粟罽||十張 . 蒨絳||五十匹 . 紺青五十匹を以って 、皆装封して難升米・牛利に忖す。還り到らば録受し 、悉く以て汝の国中の人々に示し 、汝が献ずる所の貢直に答う 、国家が汝を哀れむ 鉛丹各々五十斤を 。また特

①絳地(こうち赤い色をしたもの) ②交竜錦(こうりゅうきん咬竜の模様のある錦) ③ 縐粟罽(しゅうぞくけ の一つ 細かく縮んだ毛織物)④張〈幕などを数ええる数詞〉⑤ 蒨絳〈せいこう鮮やかな茜色の織物〉 ごろ ある錦♪◎細班←細かいまだら♪@華罽←かけい華やかな色の毛織物〉⑪銅鏡←卑弥呼の鏡と称されるもの 実態は不明だが 群青の一層濃い色) ⑦貢直(こうちょく私心のない貢) ®句文錦(こうぶんきん曲がりくねった紋の 舶来品》⑫鉛丹《四酸化鉛 蜜柑色を呈する ▶ ⑬録受 〈書面に記して受取る ▶ ⑭鄭重 〈ねん ⑥紺青⟨顔料

その後の外交関係

衣・帛布・丹木・洲・短弓矢 物、倭王因使上表答謝恩詔。 正始元年、太守弓遵遺建中 掾史張政等因<u>齊</u>詔書、 太守王頎到官。 太守弓遵遣建中校尉梯僑等奉詔書印綬詣倭国、 倭女王卑弥呼与狗奴国男王卑弥弓呼素不和、 短弓矢。 黄 塩 其四年、 **拝仮難升米為檄告喩之。** 被邪狗等壱拝率善中郎将印綬。 倭王復遣使大夫伊声耆、 拝仮倭王、 其六年、詔毘 掖邪狗等八人、 八人、上献生口・倭錦・絳青練 井竇詔賜金・帛・錦罽・刀・鏡 詔賜倭難升米黄瞳、 鳥越等詣郡説相攻撃状。 遺塞曹

正始元年 其の四年 詔を齎し金・帛・ 矢を上献す 、太守の弓遵 、倭王は復大夫の伊声耆・掖邪狗等八人を遣使し 。掖邪狗等は率善中郎将の印綬を壱拜す 錦 罽 、建中校尉の梯傷 . 刀.鏡. 釆物を賜う。倭王は使いに因りて上表し詔恩に答謝す 等を遣わし 詔書・ 、生口・倭錦・絳青縑・緜衣・帛布・丹木 印綬を奉じて倭国に詣り 、倭王に拜仮し 袝 泣に 短弓

其の六年 曹掾史の張政等を遣わし , 狗奴国の男王 、詔して倭の難升米に黄幢を賜い 、卑弥弓呼と素より和せず 、因りて詔書・黄幢を齎し 、郡に忖して仮綬す。其の八年 。倭は載斯・烏越等を遣わし郡に詣り相攻撃する状を説く 、難升米に拜仮し檄を為りて告諭す 、太守の王頎、官に到る 。倭の女王、 塞

正始元年(西暦二四十年)②弓遵くきゅうじゅん)③建中校尉(けんちゅうこうい後漢末から魏にかけて置 ⑦罽〈けい毛織物、毛氈〉⑥上表〈表を奉る〉⑨詔恩〈天子の有難い詔り〉⑩伊声書・掖邪狗〈いせき・えや かれた武官名の一つ が置かれ在地の有力者が任用された。) 21檄(げき触れ文 く ▶ ⑪ 終青縑 (こうせいけん紅糸と青糸で織った絹の布) ⑫緜衣 (めんいつむぎの衣服) ⑬丹木 (木の種類 くこ♪ ⑬載斯・烏越へさいし・うえつ♪ ⑳塞曹 掾史♪さいそうえんし郡国には諸々の行政部門を分掌する属官 ▽ ⑭祈《動物の名》 ⑮壱拜〈等しく賜る〉 ⑯黄幢〈こうとう魏の軍旗〉 ⑰王き〈おうき〉 ⑱卑弥弓呼〈 ▶ ④梯儁⟨ていしゅん⟩ ⑤齎し ⟨もたらし⟩ ⑥釆物 ⟨さいぶつ彩色文章を施したもの 、特に軍書が多いと

卑弥呼の死と登与の共立

。復立卑弥呼宗女壱与、年十三為王、国中遂定。政等以檄告||卑弥呼以死、大作冢、径百余歩、狍葬者奴婢百余人。|

喻官与、 更立男王、 青大句珠二枚、 国中不服、 異文雜錦二十匹。 更相誅殺、当時殺千余人。 因詣台、 献上男女生口三十人、貢白珠五千、 年十三為王、 国中遂定。政等以檄告 孔

定まる 壱与△台与▽は倭の大夫、率善中郎将の液耶狗等二十 更々相誅殺し 卑弥呼以て死す 。政等は檄を以って壱与△台与▽に告諭す 人を献 、当時千余人を殺す 大いに家を作り ,白珠五千 孔青大句珠二枚 。 復 径百余步 、卑弥呼の宗女の壱与△台与▽を立て 殉葬者の奴婢 . 異文雑錦二十匹を貢ぐ 人を遣わし 百余人なり 、政等の還るを送る 更りて男王を立てるも国中は服わず 、年十三にして王と為り 。因りて台に詣り 、国中遂に 、男女生

歩公三百歩が一里、短歩で二十五cm 卑弥呼以て死す人狗奴国との戦さの責めで殺されたという説もある 歩▽近年箸墓古墳が擬せられるが 穴を掘り棺を入れ封土をしたもの **倭迹迹日百襲媛や台与は豊鍬入姫命に比定される)⑦掖邪狗《えやく》®台《だい朝廷)役所》の白珠《真珠** ざっきんあやを異にしたあらい錦⟩ か?∮⑩孔青▲こうせい深い青色)⑪大勾珠▲だいこうしゅ句は勾の誤り、大きな勾玉→⑫異文雑錦▲いぶん い》⑥壱与《台与?十三歳で共立される。卑弥呼が神宮皇后や倭迹迹日百襲媛命というに比定されるように 、楯築墳丘墓の方が妥当)。⑤殉葬者⟨ 殉葬は特異的、一般的という証拠はな 墳とは異なる)③径√直径のこと対象物は方形ではなく円形を想定)④ 径二十五m余り |長歩で百四十五cm | 径百四十五m余り | 魏では短 、西暦二四八年に当る〉②家(ちょう塚